

## 石川県教育費負担軽減奨学金交付要綱

### (趣旨)

第1条 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）に基づき給付する高等学校等及び高等学校等専攻科を対象とした石川県教育費負担軽減奨学金（以下「奨学金」という。）について必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）
- (2) 私立高等学校等 高等学校等のうち、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）以外が設置する高等学校等
- (3) 高等学校等専攻科 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第1条に規定する高等学校等専攻科（特別支援学校の高等学校等専攻科を除く。）
- (4) 私立高等学校等専攻科 高等学校等専攻科のうち、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）以外が設置する高等学校等専攻科
- (5) 高校生等 高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する生徒
- (6) 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する保護者等。ただし、高等学校等専攻科に通う生徒については、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第3条第1項第4号に規定する保護者等とする。
- (7) 就学支援金等 法第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金及び、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第1条に規定する高等学校等修学支援事業費補助金
- (8) 基準日 別に定める、世帯の状況を判断する基準となる日

(奨学金の給付対象)

第3条 奨学金の給付対象となる世帯は、次のいずれも満たす世帯とする（特別支援学校高等部生徒を除く。）。

- (1) 保護者等（保護者等が2人以上いるときは、その全員。）の奨学金の給付を受けようとする年度（以下「申請年度」という。）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯であること。
- (2) 保護者等が申請年度の基準日に石川県内に在住している世帯であること。
- (3) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学し、申請年度の基準日に現に在学している高校生等がいる世帯であること。
- (4) 高等学校等専攻科に入学し、申請年度の基準日に現に在学している高校生等がいる世帯であること。

2 前項第3号のうち、次に掲げる場合は、給付対象又は給付対象外とする。

- (1) 高等学校等修学支援事業補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者 給付対象
- (2) 高等学校等修学支援事業補助金（高等学校等専攻科修学支援）の補助対象となる者 給付対象
- (3) 秋入学など基準日以降に入学することが定められている学校の入学者 給付対象
- (4) 過去に高等学校等及び高等学校等専攻科を卒業したことがある高校生等 給付対象外
- (5) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等を除く。）が措置されている者 給付対象外
- (6) 家計が急変し、前項第1号に相当すると認められる者 対象
- (7) 新入生で4～6月分に相当する額の前倒し給付（以下、「新入生に対する一部給付の前倒し」という。）を希望する者 対象

3 前項第3号に該当する者の世帯については、第3条第1項第2号及び第3号中の「基準日」を「入学日」と読みかえる。

4 第2項第7号に該当する者の世帯については、第3条第1項第2号及び第3号中の「基準日」を「申請年度の4月1日」と読みかえる。

5 基準日において休学している高校生等については、年度内の休学期間を考慮し、給付の対象となるかを個別に判断する。

(奨学金の給付額及び給付回数)

第4条 奨学金の給付額は、別に定めるとおりとし、対象となる高校生等の人数分を各世帯に給付するものとする。

- 2 前項の給付額の対象経費は、授業料以外の教育に必要な経費であって、使途の確認を求めないこととする。
- 3 給付の回数は、全日制課程に通う高校生等 1 人につき年 1 回、通算 3 回とし、定時制課程及び通信制課程に通う高校生等 1 人につき年 1 回、通算 4 回を上限とし、第 3 条第 2 項第 2 号に該当する場合は、生徒 1 人につき年 1 回、通算 2 回（当該生徒の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が 1 年の場合は 1 回）を上限とする。ただし、第 3 条第 2 項第 1 号に該当する場合及び新入生に対する一部給付の前倒しを希望する場合は、この限りでない。

#### （奨学金の申請）

第 5 条 奨学金の給付を受けようとする者は、別に定める期日までに奨学金申請書（様式 1-1、1-2、1-3）に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。なお、県内に所在する私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科に在学している高校生等に係る申請は、当該私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科を経由して知事に提出するものとする。

- 2 前項の必要書類は、次に掲げるものとする。
  - （1）保護者等が県内に在住していることが確認できる書類
  - （2）奨学金の振込先口座が確認できる書類（様式 2）
  - （3）対象となる高校生等の世帯が生活保護受給世帯に該当する場合は、生業扶助を受給していることが確認できる書類
  - （4）申請年度の保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0 円）であることが確認できる書類
  - （5）対象となる高校生等及び兄弟姉妹の扶養状況が確認できる書類
  - （6）対象となる高校生等が就学支援金当等支給対象である学校に在学していることが確認できる書類（県外の学校に在学する高校生等のみ）
  - （7）その他知事が必要と認める書類

#### （奨学金の決定及び通知）

第 6 条 知事は、前条の規定による奨学金申請書等の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、認定又は不認定の決定を行わなければならない。この決定を行う場合において、知事は様式 3 又は様式 4 により、通知するものとする。

#### （奨学金の給付）

第 7 条 知事は、第 6 条の規定による認定の決定後、遅滞なく奨学金の支払いをする。

(代理納付)

第8条 高校生等の在学する学校が県内に所在する私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科である場合は、第7条の奨学金の給付は、当該私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科を設置する者を経由して行うものとする。

2 前項の規定により奨学金を給付した私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科を設置する者は、給付したことが確認できる書類を知事が定める日までに知事あてに提出するものとする。

(保護者等が負担する授業料以外の教育費への充当)

第8条の2 知事及び県内に所在する私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科を設置する者は、第6条により認定した奨学金を、保護者等からの委任に基づき、第7条による奨学金の給付に代えて、保護者等が負担する授業料以外の教育費へ充当することができる。

2 前項の規定により、奨学金の給付に代えて、保護者等が負担する授業料以外の教育費へ充当した私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科を設置する者は、充当したことが確認できる書類を知事が定める日までに知事あてに提出するものとする。

(奨学金の返還)

第9条 奨学金の認定の決定を受けた者は、基準日以降に世帯状況等の変化、生徒の休学及び退学等があった場合においても、返還は要しないものとする。ただし、第3条に掲げる要件と相違する申請事実により認定の決定を受けたと認められるときは、知事は、当該決定の取消し及び既に受領した奨学金の全部又は一部の返還をさせることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年度の奨学金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行し、令和元年度の奨学金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行し、令和2年度の奨学金から適用する。